

## 大船渡市過疎地域持続的発展計画（案）に対する御意見の概要と市の考え方について

市では、令和8年度を初年度とする大船渡市過疎地域持続的発展計画（案）について、令和8年2月10日（火）から2月24日（火）まで意見募集（パブリックコメント）を実施し、計2件の御意見をいただきました。

御意見の概要とそれに対する市の考え方は以下の表のとおりです。

No.	該当箇所	意見・提言等の概要	提出された御意見等に対する市の考え方
1	4 地域における情報化	<p>公民館やリアスホール等の公共施設で携帯電話の電波が入らない場所があり、改善されていない。 計画案（P36）の記載は不十分であり、防災の観点からも市が責任を持ってWi-Fi整備や調査を行う事業を追加すべきである。</p>	<p>公共施設の通信環境を確保することは、災害時、災害対策本部地区本部や指定避難所を開設した際、避難者個々のスマートフォン等から各種情報を得るなど、情報収集手段などとして有益なことと捉えております。 国の交付金制度を始め、過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債など、より有利な財源を活用しつつ、今後、Wi-Fi環境の整備について、検討してまいります。</p>
2	9 教育の振興	<p>市スポーツ推進計画にある「スポーツイベントを通じた交流人口の拡大」の視点を、本計画案のP61ではなくP31（観光・交流関連）等に記載すべき。 また、過疎債を活用して体育館を建て直してほしい。</p>	<p>本計画案は、大船渡市総合計画後期基本計画に準拠して策定しており、各施策の項目や記載箇所についても、同計画との整合性を図っております。そのため、本計画における現在の構成を維持するものと考えておりますが、ご指摘の「スポーツイベントを通じた交流人口の拡大」といった具体的な取り組みについては、市スポーツ推進計画等の各個別計画の中で推進してまいります。 市民体育館につきましては、耐用年数を踏まえた将来的な建替再整備を検討しています。整備に当たっては、国県等の補助制度を活用するなど、有利な財源の確保に努めてまいります。</p>